

令和7年度いわき湯本温泉景観形成支援業務 公募型プロポーザル評価要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和7年度いわき湯本温泉景観形成支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領に基づき、提案者の審査、最優秀提案者（契約候補者）、次点（以下「最優秀提案者等」という。）の選定に必要な事項を定めるものとする。

(選定の主体等)

第2条 最優秀提案者等の選定は、いわき市が設置する「審査委員会」が行う。

2 「審査委員会」は、各委員が企画提案書を審査し、公平、公正な判断により評価した結果を総合して、最優秀提案者等を選定する。

3 受付期間、審査期間を通じて、各委員の提案者との直接接触を禁止する。

(選定方法)

第3条 参加資格要件を審査し、要件を満たしている提案者のみ、提案者から選出される企画提案書の内容を主要な審査対象として審査を行い、最優秀提案者等を選定する。

2 審査にあたり必要と認める場合には、提案者に対しプレゼンテーション及びヒアリングの実施を求め、その内容を審査の参考とする。

3 第4条に定める評価基準により、各委員が別表の審査項目ごとに採点を行う。これによる総合点が最も高い提案者を最優秀提案者（契約候補者）として選定する。また、総合点が2番目に高い提案者を次点とする。

4 最優秀提案者等として選定に値する総合点の最低点を予め定めておく。

(評価基準)

第4条 選定評価にあたっては、別表に定める評価項目・基準に基づき審査する。

(最優秀提案者等の決定)

第5条 いわき市は、「審査委員会」による選定結果に基づき、最優秀提案者等を決定する。

2 最高得点者が2者以上となった場合は、審査員の協議により決定する。

3 総合点があらかじめ定めた最低点以上の提案者がいない場合は、最優秀提案者等を選定せず、本プロポーザルを無効とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、「審査委員会」が別途定めることとする。

附則

本要領は、令和7年11月19日から施行する。

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価 ウェイト
配置予定 技術者の 経験及び 能力	担当技術者	専門技術力	① 発注者支援業務又はそれに類する業務実績を有する ② 駅周辺地域や温泉街の景観形成に関する業務実績を有する ③ 景観形成ガイドラインの作成又はそれに類する業務実績を有する	15 ① : 5 ② : 5 ③ : 5
実施方針・ 業務フロー	業務理解度	業務内容の 理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合優位に評価する。	10
		実施方針の 妥当性	課題に対する取組み方針や実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
		業務フロー の的確性	業務プロセスが的確であり、確実な業務の遂行が見込まれる場合に優位に評価する。	10
特定テーマ に対する 技術提案	業務提案度	特定テーマ に対する 的確性・ 実現性	特定テーマに対し、具体性、的確性、実現性が適切である場合に優位に評価する。 特定テーマ ① 地域特性や課題を踏まえた対象地区のまちづくりの方向性について ② 社会実験等の開催に際する住民に対する効果的な周知方法について	30 ① : 15 ② : 15
ヒアリング	コミュニケーション能力、 提案意欲		質疑に対する的確な応答であること、提案に意欲が感じられる場合に優位に評価する。	20
見積額	業務コストの妥当性		見積額に関する評価	5
	評価点合計			100

業務実績については、過去 10 年間のものとする。

100 点×委員数が総合点の満点となる。総合点の 50 点×委員数を合格の最低点とする。